

## 8. スポーツ・教育

# 1 「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」開催への全面的支援

(提案要求先 スポーツ庁)  
(都所管局 生活文化スポーツ局)

「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」(以下「世界陸上」という。)及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」(以下「デフリンピック」という。)の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

## <現状・課題>

都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界とともに、2025年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

昨年、両大会の東京開催が決まり、2025年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。両大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて多様性の大切さを力強く発信する絶好の機会ともなる。都は、こうした両大会開催の意義を踏まえ、両大会を通じて都が目指す姿を「ビジョン 2025 スポーツが広げる新しいフィールド」として取りまとめ、国際スポーツ大会の成功に向けて必要な取組を行っていくこととした。

国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定める通り、東京 2020 大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興につなげるとともに、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

なお、大会に向けては、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」や、都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、両大会が透明で公正な大会となり、都民・国民の信頼を得ることができるよう、取組を進めていくこととしている。

<具体的要求内容>

両大会の開催・準備について、人的・財政的支援、国所管施設の使用料免除、セキュリティの確保、海外の選手・関係者の出入国時の感染症対策、査証や関税等の取扱いを含む出入国対応、更に競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化、情報保障の充実など、国が行う主体的取組を具体的に検討の上、各省庁と連携して取り組むこと。

## 2 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校) の拡充等

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校) の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うこと。
- (3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- (4) その他、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

### <現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では237,844人、都内公立小・中学校では21,536人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、不登校特例校を設置している。

国においては、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日)を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置による多様な教育機会を確保する必要性や、その具体的な取組方策について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和3年度問題行動等調査によると、全国に1,634施設あ

る教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は24,919人で、不登校児童・生徒全体の約10.5パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により97施設が設置され、3,169人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約14.7パーセントという状況である。また、不登校特例校については、令和5年4月現在、全国で24校しかなく、そのうち都内公立学校は5校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校生徒の多い中学校には対応の中心となる教員を加配し、校内の居場所づくり、学習支援や相談支援など、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（第10条・第11条）。

さらに、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援  
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

(3) 全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

(4) 不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

### 3 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)  
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

#### <現状・課題>

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

一方で、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。このため、都教育委員会は、平成30年2月に策定した「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材やデジタルの活用など、多様な取組を総合的に推進し、教員が本来業務に注力できる環境の整備に努めている。

国においては、令和元年12月にいわゆる給特法の一部を改正し、勤務時間の上限に関するガイドライン（時間外の在校等時間が原則月45時間、年間360時間）が法的根拠のある指針に格上げされた。指針では、服務監督権者である各教育委員会が講ずべき措置として、当該指針を参考にしながら、教員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしており、都教育委員会においても都立学校教員の在校等時間の上限等に関する方針を条例・規則に位置付けた。

現在、各学校では、感染症対策を行いながら教育活動を実施している。引き続き、国の指針や都の上限方針等を踏まえながら、学校における働き方改革を一層推進していく必要がある。そのためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが重要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業や校内の感染症対策等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (2) 小学校において、教育の質の向上及び教員の負担を軽減するため、副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (3) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。

- (4) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任、研究主任、司書教諭や校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (5) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の導入等を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (6) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (7) 部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。



## 4 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

### <現状・課題>

#### (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設し、令和元年度からは、国が対象としていないリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

#### (2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、非構造部材の耐震化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。
- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

## 5 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省)  
(都所管局 教育庁)

- (1) 令和7年度に向けて検討するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」について、令和5年度中には新たな整備方針及び整備計画を策定し、一人1台端末の更新に係る費用負担の在り方を示すこと。
- (2) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、端末価格の上昇を受けて、国のこれまでの補助割合（定額4万5,000円）を増額し、端末補助に係る地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える自治体に対しては、端末更新に必要な補助金による財政支援を講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築し、十分な財政支援を行うこと。なお、スキームの運用に当たっては自治体の新たな負担とならないよう配慮すること。
- (4) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- (7) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (8) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。
- (9) 校内通信ネットワークや端末整備等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
- (10) 補助制度について、東京都や区市町村が担う事務の負担軽減を図るとともに、最大限の支援を行うこと。
- (11) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

## <現状・課題>

Society 5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代となっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和4年度の国調査の結果においては、一人1台端末を「ほぼ毎日使う」と回答した小学校の割合が7割を超え、全国2位となるなど、一人1台端末の利活用は大きく進んだ。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

一方、都内自治体では、早ければ令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える。学校のICT環境の変化を受け、GIGAスクール構想を一過性のものとすることなく、持続可能なものとして今後のICT環境整備につなげていくことが重要である。

国は、令和7年度に向けて、今後のICT環境整備の在り方について様々な論点を整理し、新たな整備方針を策定するとしているが、自治体によっては令和6年度に端末の更新時期を迎えることから、令和5年度中には新たな整備方針及び当該方針に基づく整備計画を策定し、一人1台端末の更新に係る費用負担の在り方を示す必要がある。その上で、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としなければならない。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇を受けて、国のこれまでの補助割合（定額4万5,000円）を増額するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、3クラスに1クラス分程度の端末整備を水準としている地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末を先行して整備した地方公共団体においては、令和6年度には端末の更新時期を迎える自治体もあることから、令和6年度において、端末更新に必要な補助金による財政支援を講ずるとともに、地方公共団体ごとの整備

時期の違いによって、費用負担の不公平が生じないように、また、全自治体が令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築し、十分な財政支援を行う必要がある。その際、構築したスキームの運用に当たっては自治体の新たな負担とならないよう配慮する必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。指導者用端末や予備端末等の更新費用についても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理や、クラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしている。都では、令和4年度に都内全区市町村を対象とする東京都GIGAスクール推進協議会を設置し、今後、事業を実施していくが、国は補助割合のかさ上げを令和5年度までとし、当該事業自体も令和6年度までの予定としている。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。また、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、GIGAスクール運営支援センターの整備に必要な経費を十分に充当できていない。令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。令和4年度で終了予定だった地方財政措置は令和6年度まで2年間延長されたが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

校内通信ネットワークの整備については、校内通信ネットワークの整備が完了した区市町村においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

また、モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求めら

れており、継続した財政支援が必要である。さらに、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

一連の端末や校内ネットワーク整備等に対する補助において、令和3年度以降新設する学校分や令和3年度以降の児童・生徒増加分は補助対象となっていない。また、一人1台端末や指導者用端末の整備等、学校のICT環境整備においては「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」がされているが、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末整備の前倒しや新たな補助制度の創設等により、都道府県や区市町村の事務負担が増大している。

さらに、義務教育段階を一人1台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和2年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇により、同一性能の端末を導入するに当たってもその費用負担は上昇している。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和4年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和6年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

さらに、令和6年度からの段階的なデジタル教科書の導入について、小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」、次に「算数・数学」という方向性が示された。そのことを踏まえた国の令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」においては、「英語」は全校対象に提供されたが、「算数・数学」は約5割の学校への提供にとどまり、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校において対象校に差が生じた。デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

#### <具体的要求内容>

(1) 令和7年度に向けて検討するとしている「学校におけるICT環境の整備

- 方針」について、令和5年度中には新たな整備方針及び当該方針に基づく整備計画を策定し、一人1台端末の更新に係る費用負担の在り方を示すこと。
- (2) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、端末価格の上昇を受けて、国のこれまでの補助割合（定額4万5,000円）を増額し、端末補助に係る地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えること。
  - (3) 令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える自治体に対しては、端末更新に必要な補助金による財政支援を講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築し、十分な財政支援を行うこと。なお、スキームの運用に当たっては自治体の新たな負担とならないよう配慮すること。
  - (4) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (5) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (6) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (7) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人1台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
  - (8) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。
  - (9) 校内通信ネットワークや一人1台端末整備等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
  - (10) 「GIGAスクール構想」の補助制度について、東京都や区市町村が担う事務につき、負担軽減を図るとともに最大限の支援を行うこと。
  - (11) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
  - (12) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。



- (13) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。